

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第89号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(京都市食品衛生法施行細則の廃止)

第1条 京都市食品衛生法施行細則は、廃止する。

(京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の廃止)

第2条 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則は、廃止する。

(京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市食品衛生法及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の施行に関する規則

第14条中「ほか、」の右に「法及び」を加え、同条を第18条とする。

第13条を第17条とし、第7条から第12条までを4条ずつ繰り下げ、第5条及び第6条を削る。

第4条第1項中「食品衛生法」を「法」に改め、同条を第10条とする。

第3条を第9条とし、第2条を第8条とし、同条の前に次の5条を加える。

(飲用に適する水)

第3条 食品衛生法施行規則(以下「規則」という。)別表第17第4号イに規定する飲用に適する水は、次の各号のいずれかに該当する水とする。

- (1) 水道法第3条第2項に規定する水道事業により供給される水のみを水源とする小規模な受水槽により供給される水
- (2) 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)第1 食品の部B 食品一般の製造、加工及び調理基準の項の5の表に規定する水質基準を満たす水

2 前項第1号の水を使用する場合は、別に定める検査項目を含む検査を行わなければならない。

(申請書の添付書類)

第4条 規則第67条の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図（法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、当該許可の有効期間の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合を除く。）
- (2) 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合に限る。）（当該申請者が現に法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けている者であり、かつ、当該申請者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地に変更がない場合を除く。）
- (3) 契約書その他の申請者が当該営業を譲り受けたことを証する図書（規則第67条ただし書の規定の適用を受ける場合に限る。）

(営業許可証の交付等)

第5条 保健所長は、法第55条第1項の規定による許可をしたときは、当該許可業者に対し、当該許可に係る文書（以下「営業許可証」という。）（当該許可が食品衛生法施行令（以下「令」という。）第35条第2号に規定する営業に係るものである場合にあつては、営業許可証及び営業許可済証）を交付する。

2 前項の規定により営業許可証の交付を受けた許可業者（令第35条第2号に規定する営業に係る者を除く。）は、施設内の見やすい場所に、これを掲示しておかなければならない。

3 第1項の規定により営業許可済証の交付を受けた許可業者は、当該営業の用に供する自動販売機の見やすい箇所に、これを貼付しておかなければならない。

(変更の届出の添付書類)

第6条 許可業者が規則第71条の規定による届出を行う場合（規則第67条第1号に掲げる事項に変更がある場合に限る。）には、当該変更の内容を証する図書を添えなければならない。

(廃業の届出)

第7条 規則第71条の2の規定による届出書の提出は、許可業者又は法第57条第

1 項の規定による届出をした者の死亡又は解散により営業が廃止されたときは、その相続人又は清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)が行わなければならない。

第1条中「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例(以下「」を「法及び」に改め、「」という。)」を削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、食品衛生法(以下「法」という。)及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の京都市食品衛生法及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の施行に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(以下「改正前の法」という。)第52条第1項の規定に基づく営業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了に際し、引き続き改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の規定に基づき当該営業と同種の営業の許可を受けようとする場合 改正後の規則第4条第1号に掲げる見取図

(2) 法人である申請者が現に改正前の法第52条第1項の規定に基づく営業の許可を受けている者であり、かつ、当該申請者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地に変更がない場合 改正後の規則第4条第2号に掲げる法人の登記事項証明書の写し

3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業を行うことがで

きる者（以下「旧許可業者」という。）が行うこの規則による廃止前の京都市食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第10条に規定する許可書の掲示及び旧規則第12条に規定する届出については、なお従前の例による。

4 旧許可業者又はその相続人若しくは清算人若しくは破産管財人が行う旧規則第13条に規定する営業廃止・休止・再開届の提出については、なお従前の例による。

5 旧許可業者が、牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものの加工、調理又は販売を業として行い、又は行おうとする場合の旧規則第17条第1項に規定する生食用食肉取扱届出書の提出、同条第2項に規定する生食用食肉取扱届出済証の交付、同条第3項に規定する生食用食肉取扱届出済証の掲示、同条第4項に規定する生食用食肉取扱届出事項変更届の提出及び同条第5項に規定する生食用食肉取扱廃止・休止・再開届出書の提出については、なお従前の例による。

（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）